

UNDPとのビジネスと人権に関するオンラインセミナーの開催

前国際協力部教官（現東京地方裁判所判事補）

黒木 宏太

第1 はじめに

国際協力部は、2022年2月22日（火）、UNDP（国連開発計画）のスペシャリストの方々をお招きし、ビジネスと人権に関するオンラインセミナーを開催した。

UNDPは開発分野における国連の中核的な機関であり、世界170か国以上の国に事務所を有し、貧困削減、ガバナンス、気候変動、ジェンダー平等など幅広い分野で活動している。我が国の法整備支援とも関わりが深く、過去の法整備支援連絡会にも、UNDPの専門家の方にゲストスピーカーとしてご参加いただいたこともある。

我が国においては、2020年10月に「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定され、行動計画の中の取組の一つとして、「途上国における法制度整備支援」の活動も掲げられているところである。国際協力部においても、有志の教官を中心に、これまで「ビジネスと人権」に関する勉強会を行ってきたが、この度は同勉強会の拡大版として、UNDP法の支配・セキュリティ・人権専門官の稲垣健太（前法務省大臣官房国際課付）の協力を得て、講師として、UNDPのビジネスと人権グローバルアドバイザーのリビオ・サランドレア氏（Mr. Livio SARANDREA）とUNDPのビジネスと人権スペシャリストのショーン・リース氏（Mr. Sean LEES）をお招きし、本オンラインセミナーの開催が実現した。

当部からは、内藤晋太郎部長、須田大副部長、原島隆寛国際専門官（当時）及び当職のほか多くの教官が参加するとともに、UNDPの各国事務所の方々や国内の法制度整備支援関係者（JICA、ICCLC、JETRO、法務省大臣官房国際課、法務総合研究所、UNAFEI）等50名以上の多数の方々にオンラインにてご参加いただいた。

第2 「ビジネスと人権」と法制度整備支援¹

1 「ビジネスと人権」とは

2011年、国連人権理事会において、「ビジネスと人権に関する指導原則」（UN Guiding Principles on Business and Human Rights）が全会一致で採択された。企業活動のグローバル化が進む中、投資家等の求めもあり、企業活動における人権の尊重が重要視されてきたことを背景として採択されたものであり、「ビジネスと人権」に関する指導原則は、この分野における国際的なスタンダードとなっている。同指導原則は以下の3本の柱から構成される。

¹ これからの法整備支援に「ビジネスと人権」の観点はどう取り込むべきかについては、山田美和「『ビジネスと人権』に関する国連指導原則」再考－法整備支援に「ビジネスと人権」の観点はどう取り込むか－」ICDNEWS90号（2022年3月号）32頁以下参照。<https://www.moj.go.jp/content/001368533.pdf>

- (1) 人権を保護する国家の責務
- (2) 人権を尊重する企業の責任
- (3) 救済へのアクセス

「ビジネスと人権」に関する指導原則は、ソフトローであるから、実際の政策は各国に委ねられる。各国が、国家の責務として、企業が人権を尊重することを促進する実際の政策を執行すべきと規定されている。

2 人権デューデリジェンスとは²

上記のとおり、投資家等の求めもあり、企業も人権尊重への対応が必要となり、企業自らが、人権に関するリスクを特定し、対策を講じる必要がある。

人権デューデリジェンスとは、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うことをいう。実務上は、①人権リスクの特定（リスクの特定、リスクの分類、リスクの評価、当該企業の関与等）→②対処（実行計画の策定、実行とモニタリング等）→③コミュニケーション（取組の情報発信等）というプロセスを辿ることが多いと思われる。ここでの人権リスクとは、当該企業の事業活動の範囲内のみならず、サプライチェーン上の人々の人権が侵害されるリスクも含む。

3 国際的な動向

国際的な動向としては、特に欧州を中心に、人権デューデリジェンスの法制化の動きがある。

EUでは、欧州委員会が、2022年2月、一定の要件を充たす企業に対して企業活動における人権や環境への悪影響を予防・是正する義務を課す企業持続可能性デューデリジェンス指令案を発表した³。同指令案は今後、EU理事会（閣僚理事会）と欧州議会で審議され、採択された場合は加盟国による2年間の国内法制化の期間を経て適用が開始される。

欧州各国による法制化の例としては、(1)英国の「現代奴隷法」、(2)フランスの「注意義務法」、(3)オランダの「児童労働デューデリジェンス法」、(4)ドイツの「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法」、(5)ノルウェーの「事業の透明性と基本的人権およびディーセントワークへの取組みに関する法」、などがある⁴。例えば、ドイツの「サプライチェーンにおける企業のデューデリジェンスに関する法」⁵は、2021年6月、ドイツ連邦参議院（上院）で承認され成立し、2023年1月に施行される。同法により、ドイツ国内に拠点を置く一定規模以上の企業は「注意義務（デューデリジェンス）」として、人権や環境に関連するリスク管理体制の確立と責任者の明確化、および定期的なリスク分析の実施が求められるとともに、

² 「ビジネスと人権に関する行動計画」の概要を参照。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104258.pdf>

³ 欧州委、人権・環境デューデリジェンスの義務化指令案を発表（EU）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2022/02/270ab8bbbd9b69d1.html>

⁴ 欧州で進む人権デューデリジェンスの法制化と企業の取り組み

<https://www.jetro.go.jp/biz/areareports/2021/b369e53aa804d97f.html>

⁵ デューデリジェンス法が成立、2023年1月に施行（ドイツ）

<https://www.jetro.go.jp/biznews/2021/06/e19fe7d028599c7e.html>

具体的なリスクが確認された場合には是正措置を講じる義務が課される。対象となる企業は、段階的に拡張され、当初は従業員3000人以上の企業、2024年1月以降は従業員1000人以上の企業が対象となる。

4 日本国内の動向と法制度整備支援

我が国においては、2020年10月、関係府省庁連絡会議において、企業活動における人権尊重の促進を図るため、「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）」が策定された⁶。本行動計画⁷においては、「ビジネスと人権」に関して、今後政府が取り組む各種施策が記載されているほか、企業に対し、企業活動における人権への影響の特定、予防・軽減、対処、情報共有を行うこと、すなわち人権デューデリジェンスの導入促進への期待が表明されている。

その具体的な実施項目（第2章 行動計画（5）その他の取組）の中では、次のとおり、法制度整備支援の活動も掲げられている。

（今後行っていく具体的な措置）

途上国における法制度整備支援

・ODAを活用し、関係府省庁とも協力しつつ、法の支配の下における人権の保障と自由な経済活動の基礎となる法令の起草・改正、法運用組織の機能強化と実務改善、法曹人材育成、司法アクセスの向上等に関する支援を実施する（JICAによる専門家派遣、研修、セミナー等）。【外務省、法務省】

そのため、法制度整備支援を通じて、企業活動により影響を受ける人々の人権の保護等にどのように貢献することができるかを検討する必要がある。そのような背景から、当部では、有志の職員を中心に、これまで、「ビジネスと人権」に関する勉強会を行っており、その一環として本オンラインセミナーの開催に至った。

第3 本オンラインセミナーの概要

詳細は、別添1のアジェンダ及び別添2のフライヤーのとおりである。

1 日時

2022年2月22日（火）午前10時～11時30分（日本時間）

2 形式

Zoomを使用したオンライン形式

3 言語

英語、日本語（日英同時通訳）

⁶ 外務省ホームページ「『ビジネスと人権』に関する行動計画（2020-2025）の策定について」
https://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/press4_008862.html

⁷ 「ビジネスと人権に関する行動計画」（日本語）
<https://www.mofa.go.jp/mofaj/files/100104121.pdf>

4 参加者

UNDP、JICA、ICCLC、JETRO、法務省大臣官房国際課、法務総合研究所、UNAFEI、当部等から合計50名以上

5 概要

(1) 「ビジネスと人権」に関するUNDPの取組についての説明

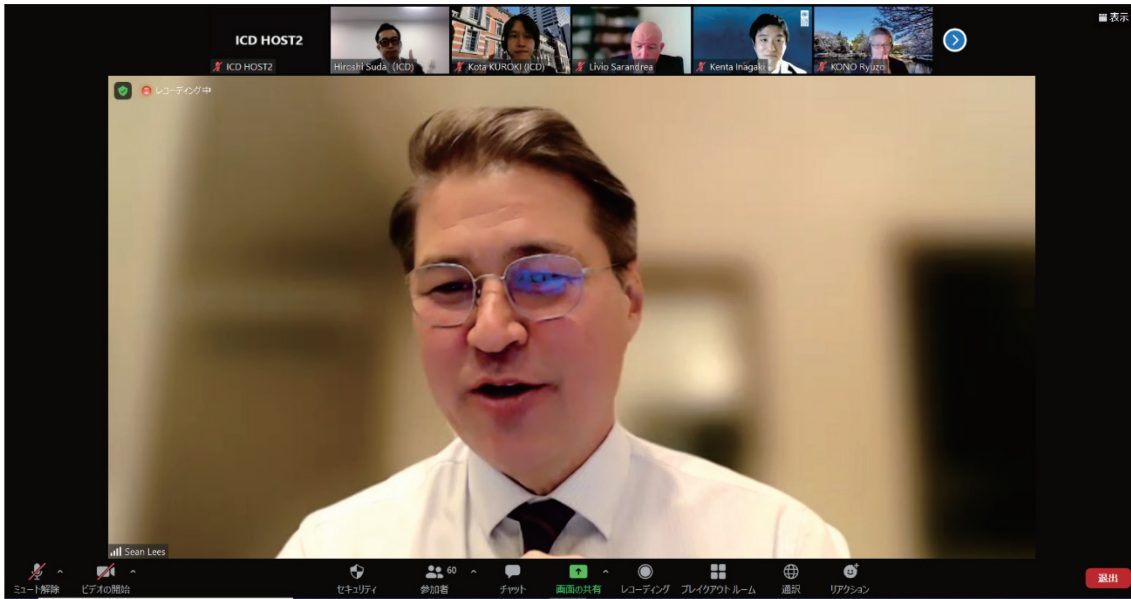
UNDPビジネスと人権グローバルアドバイザーのリビオ・サランドレア氏（Mr. Livio SARANDREA）より、UNDPでは、これまでアジア地域を中心に「ビジネスと人権」に関するプログラムを展開していることや各国のNAP（行動計画）の作成のサポートをしていること等の説明があった。



【リビオ・サランドレア氏のプレゼンの様子】

(2) 人権デューデリジェンスについてのプレゼンテーション

UNDPビジネスと人権スペシャリストのシヨン・リース氏（Mr. Sean LEES）より、人権デューデリジェンスの概要について、前記ビジネスと人権に関する指導原則の3本の柱などに触れながら、説明があった。なお、同プレゼンテーションでも紹介された、UNDPの「人権デューデリジェンス・トレーニングファシリテーションガイド（Human Rights Due Diligence Training Facilitation Guide）」については、<https://www.undp.org/publications/human-rights-due-diligence-training-facilitation-guide> からダウンロード可能である。



【ショーン・リース氏のプレゼンの様子】

(3) 当部による法制度整備支援についてのプレゼン

当職より、当部による法制度整備支援について、アジア地域における法制度整備支援の対象国などに触れながら、説明した。



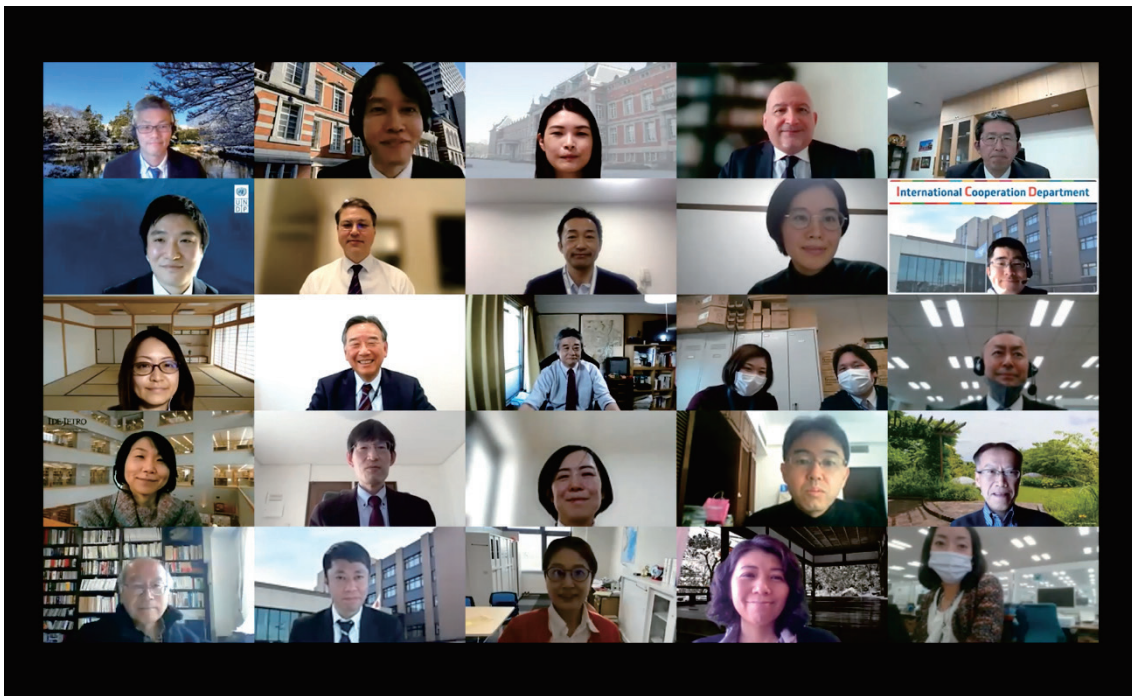
【当職のプレゼンの様子】

第4 おわりに

企業活動における人権の尊重が注目される中で、「ビジネスと人権」は重要な取組と位置付けられており、持続可能な開発目標（SDGs）の達成への貢献の観点からも、「ビジネスと人権」の取組は重要なものと認識されている。

サプライチェーン上の人権リスクは多岐にわたるが、例えば、強制労働、児童労働、紛争鉱物、民族抑圧などがあり、グローバルな視野で検討することが求められるものと考えられる

全くの私見であるが、「ビジネスと人権」に関する指導原則の第3の柱である救済へのアクセスは、法制度整備支援とも馴染みやすいものと思われるところ、今後は、法制度整備支援を通じて、「ビジネスと人権」の分野において、企業活動において人権侵害が生じた場合のために、司法的救済及び非司法的救済へのアクセスの向上を図っていくことなどが考えられると思われる。UNDPは、これまでアジア地域を中心に「ビジネスと人権」に関するプログラムを展開されており、我が国の法整備支援の対象国とも重なる国が多くあるところ、今後は、「ビジネスと人権」の観点も踏まえながら、UNDP等の関係機関と連携をしつつ、効率的で効果的な法制度整備支援を推進していく必要があると思われる。



【本オンラインセミナーの様子】

(別添1)

UNDP-ICDビジネスと人権セミナー アジェンダ

- 日時：令和4年2月22日(火) 午前10時～11時30分
- 形式：オンライン (Zoom Meeting)
- 言語：英語、日本語 (日英同時通訳)
- タイムスケジュール：

(日本時間)

- 10:00-10:20 **オープニングリマークス (ICD) (5分)**
法務省法務総合研究所国際協力部副部長 須田大
ビジネスと人権に関するUNDPの取組についての説明 (UNDP) (15分)
UNDP ビジネスと人権グローバルアドバイザー
リビオ・サランドレア氏 (Mr.Livio SARANDREA)
- 10:20-10:45 **プレゼンテーション「人権デューデリジェンスについて」(25分)**
UNDP ビジネスと人権スペシャリスト
ショーン・リース氏 (Mr. Sean LEES)
- 10:45-10:55 **プレゼンテーション「国際協力部による法整備支援について」(10分)**
法務省法務総合研究所国際協力部教官 黒木宏太
- 10:55-11:25 **質疑応答、意見交換 (30分)**
- 11:25-11:30 **クロージングリマークス (ICD) (5分)**
法務省法務総合研究所国際協力部長 内藤晋太郎

(別添2)



令和4年

2月22日(火)
10:00~11:30

Business and Human Rights Online Seminar ビジネスと人権セミナー

- 10:00 ▶ 開会挨拶、UNDP の取組についての説明
- 10:20 ▶ プレゼン「人権デューデリジェンスについて」
ショーン・リース氏 (Mr. Sean LEES)
- 10:45 ▶ プレゼン「国際協力部による法整備支援について」
- 10:55 ▶ Q&A、意見交換
- 11:25 ▶ 閉会挨拶

*** 日英の同時通訳を利用できます ***